

[最優秀賞]

事件は現場で起きている

スナック喧嘩犯人誤認事件

西 愛礼 にし・よしゆき 大阪弁護士会・68期

※2016年裁判官任官、2021年裁判官退官、同年弁護士登録

傷害致死被疑事件

大阪地判令5・1・17 令和3年(わ)第2757号 LEX/DB25596304

はじめに

「汗をかけ。現場に行け」

これは、私の刑事弁護教官の言葉である。

そして、私は今回の事件を通じてその言葉の重みを実感した。現場に行かなければ冤罪が生まれることを知り、現場に行くことによって冤罪を晴らすことができたからである。

事案の概要

Xさんは知人のYさんとともにスナックに訪れた。Yさんがカラオケを歌っていると、近くにいた酔っ払い客の1人が「うるせえなあ」とぼやいた。その声が聞こえてしまわないか周囲の人たちがハラハラしていたところ、案の定Yさんの耳に入ってしまう。Yさんは店の外で話をしようとその酔っ払い客と取っ組み合いになり、周りから2人の喧嘩を制止するために人が密集した。Xさんも、横にあった酒瓶の棚に誰かの体が当たると店に迷惑をかけてしまうのではないかと心配して、もめているYさんの背中を押して店の外に出るように促し、カウンター席の後ろにある狭い通路を通ってそのまま店外に出た。Xさんが店の中に戻ってきたとき、床には酔っ払い客の同僚であるZさんが倒れていた。Xさんは、Zさんが急性アルコール中毒によって倒れたと勘違いをしており、救急車を呼ぶよう周囲に声をかけた。この日はYさんが逮捕されたものの、Zさんが捜査機関の事情聴取でXさんに顔面を殴られて昏倒したと訴えたことにより、事件から約1年半後にXさんが犯人として起訴された。なお、Xさ

んとYさんは、事件当時、Zさんら酔っ払い客のグループと面識はなかった。

弁護人による現場検証

「XさんがZさんを殴るのは物理的に不可能なのではないか？」

はじめにそのような違和感を抱いた。喧嘩が起きたカウンター席の後ろにある狭い通路において、XさんとZさんの間にはYさんと喧嘩相手、そしてその2人を止めに入った人、元々カウンターに座っていた人など何人も人が立っていた。Zさんは喧嘩を止めようと、その狭い通路を抜け、Xさんの目の前に行ったところで殴られたと供述していたが、2人の間に何人も人がいる状況でZさんがXさんに近づくこと自体、困難であるように思えたのだ。

警察の作った現場見取図は縮尺が不正確で通路が広く描かれていて、人が誰もいない状態の店内の写真しか撮影されていなかった。そこで、相弁護人とともに現場を見に行くことにした。XさんとYさんも現場に呼んだところ、私たちの疑念は冤罪の確信に変わった。すなわち、XさんとZさんの間にいたYさんは大柄な人物で、彼一人が通路に立つだけで狭い通路はほぼ塞がってしまうのだ。また、実際にこの通路を通る実験をしてみたところ、4～5人も人間が立っている通路を通り抜けることは難しいことがわかった。

このように、現場に行つて初めてわかったことがたくさんあった。この事件を起訴した検察官は、おそらく現場に行かず証書類を読むだけで、犯行の物

理的可能性という問題に気がつかなかったのだと思われる。

公訴取消の促し

現場を見れば、Xさんには犯行が物理的に不可能ないし困難であることは一目瞭然である。私たちは公訴取消を促す意味も込めて、公判前整理手続において犯行現場の実況見分調書を不同意にすると同時に、弁護士作成の現場検証の報告書の証拠調べ請求と裁判所による犯行現場の検証請求を行い、物理的に犯行が不可能であることを強調した。すると、公判立会検察官も補充捜査として現場見取り図を作り直したうえ、Zさんに現場で被害再現をしてもらうと述べた。しかし、行われたZさんによる被害再現は、ZさんがXさんに近づこうとした後、いきなりXさんの目の前に立っているという瞬間移動したかのような内容になっており、XさんとZさんとの間に何人も人がいたため通り抜けられないという弁護士側の提起した問題にまったく答えていなかった。これにより、Zさんの話の不合理性がより一層露呈された一方、Zさん自身はその問題にまったく気がついていないということがわかった。

公判立会検察官が異動交代したところ、交替後の検察官もこの被害再現では意味がないとして、Zさんにもう一度被害再現を行わせた。すると、Zさんともみ合いになっている人たちがある程度移動して通路を通り抜けた後にXさんのもとに行ったので通路を通り抜けることはできたなどと、犯行が物理的に不可能という矛盾点を解消するために供述を変遷させてしまった。都合の良い供述変遷に対しては当然不満で残念に思う一方、起訴前の再現見分を含めると3度目の再現見分で初めて出てきた供述内容であり、変遷理由も弁護人の指摘を受けたことしか考えられなかったため、供述の不合理性がかえって浮き彫りになったのではないかと受け止めていた。なお、相弁護士が検察官に公訴取消すべきでないかと苦言を呈したが、検察官は公訴取消しない方針だと回答した。

公判前整理手続においては、現場検証をするかどうかについて三者で何度も協議した¹。検証内容が証人尋問実施後まで定められないため、採否の判断は証人尋問後とされたものの、弁護士作成の現場検証の報告書の一部（Yさんが通路上に立っている写真）については同意のうえ採用された。

公判審理のはじまり

相弁護士とは何度もブレインストーミングを繰り返した。Xさんにとっては物理的に犯行が不可能であることは軸として変わらないが、Zさんの受傷経緯や目撃証言に誤りが生じた理由については複数の可能性が考えられた。いくつもの無罪主張の方向性がありえたからこそ、どのような主張をするかが問題となったのである。ブレインストーミングでは、相弁護士との間で激しい議論になることもあった。たとえば、私はより具体的な第三者の犯人像を前面に出して主張・立証すべきだと考えていたが、議論の中で、それによって潰れてしまう他のアナザーストーリーもあることや、本件のような事案で証人尋問を実施する前から特定の具体的なストーリーに囚われてしまいかえって他のアナザーストーリーを見落としてしまうリスクがあると諭され、納得した。他方、相弁護士は、店外に出た後など他の受傷機会についても主張すべきだと考えていたが、それを裏付ける具体的な証拠がないといった問題もあり、アナザーストーリーの可能性を広げすぎることまた難しいことがわかった。最終的に、もみ合いの中で不特定の第三者の身体がZさんの顔面に当たったというケースセオリーに落ち着き、公判前整理手続段階で暫定的な弁論要旨を書き上げた。これらの議論の内容は、冒頭陳述と弁論の起案だけでなく尋問の準備にとっても大いに役立った。

弁護士会の法廷技術研修で学んだことや海外の法廷動画を参考に、ペーパーレスでの冒頭陳述を1週間毎朝練習し、それを撮影した動画をもとに改善に取り組んだ。冒頭陳述では、Xさんの視点からのス

1 現場検証の記録方法については、裁判所書記官研修所編『刑事検証調書の研究』（最高裁判所事務総局、1956年）において研究が尽くされており、検証請求書において参照を促すなどしていた。また、原田國男元裁判官も巨乳被告人事件の逆転無罪判決に関し、第一審が必要性なしとして却下したドア模型のくぐり抜け実験を採用し、犯行可能性に関する検証について第一審が「これを行わなかったのかは、疑問である」などと述べている（原田國男『逆転無罪の事実認定』（勁草書房、2012年）76頁以下）。

トリーを語り、通路の横に並んでいる酒瓶が倒れてこないか心配する心境などについて、身振り手振りを交えながら説明した。その後、傍聴人が「無罪があり得るのではと思っている事件」とSNSに投稿していたことがわかり、冒頭陳述の成功を実感した。

対決——Zさんの反対尋問

現場にいた人たちを証人尋問することになり、私と相弁護人でそれぞれ分担したが、Zさんについてはそれぞれが尋問事項を考えた。そのうえで、相弁護人と証人尋問のシミュレーションも行き、事前に尋ねるべきでない危険な尋問事項や言い訳をされた場合のパターンを把握することができた。

この時点における最後の疑問は、なぜZさんがXさんに殴られたと間違えたのかということであった。すなわち、Zさんも酔っぱらっていたうえ、一瞬の出来事だったので見間違えたのだろうと考えていたが、なぜ喧嘩をしていたYさんではなく喧嘩を制止しようとしたXさんに殴られたという記憶であるのかがわからなかったのだ。その頃、目撃証言について勉強する中で、法と心理学会・目撃ガイドライン作成委員会編『目撃供述・識別手続に関するガイドライン』（現代人文社、2005年）という本に出会った。この本は目撃証言が誤る原因を幅広く集約しており、本の項目毎に何か本件で使えるものはないかと事件記録を再検討していたところ、あることに気がついた。今回の事件では面割台帳が作成されておらず、Zさんらの供述調書にはXさんとYさんの写真が2枚だけ添付され、Xさんが犯人だと特定されていたのだ。もし2枚の写真だけで写真面割が行われていた場合、警察は犯人をこの2人に絞っているという暗示がZさんに対してかかるうえ、Zさんとしても現場で見た覚えのあるXさんの写真を選び、記憶違いが固定化されてしまった可能性が考えられる（ZさんはXさんが立ち上がったのを見て制止にかけつけたと供述していた）。それまで識別手続については問題視しておらず、さも当然であるかのように2枚の写真が堂々と添付されていたため、この問題に気がつかなかった。現実にもどのような識別手続が行われたのかはこの時点で不明であったものの、Zさんの反対尋問で聞いてみようと思い、尋問事項メモに追記した。

証人尋問当日、Zさんは検察官からの主尋問で次のような証言を行った。

「止めに行ったときに、やめましようが僕が伝えて、伝えたと同時に、接触というか近距離になったので、その瞬間、殴られました」

「視界が真っ暗になるというか、フラッシュみたいな、星が飛んだような感じになりましたので、くらっときて、倒れました」

これは、私たちが考えていたとおり、Zさんにとって一瞬の出来事であったということを裏付けるものであった。

一方で、肝心のどのようにして通路を通り過ぎたのかという点については

「（記憶は）詳しくは、ないです。当時のことなので」と、最後の被害再現時の「喧嘩集団がある程度通路を抜けた後にXさんのもとに行った」という供述を後退させ、どのように通路を通り過ぎたのかはわからないという証言になっていた。

そして、まず相弁護人が反対尋問を行う。ZさんがXさんとYさんの着席位置を間違えて記憶していたことを指摘し、被害再現によれば瞬間移動のような時間的感覚でXさんの下にたどり着くことになるという不自然さを突き付けた。

次は私の番だ。

立ち上がり、スーツの上着のボタンをとめ、反対尋問を行う。

「あなたとしては、被告人に殴られたはずだから、被告人のところにたどり着いたということが言いたいんじゃないんですか」

「ああ、多分そうです。僕は、その言うとおりに、プロセスうぬんというよりも、殴られたというところは間違いはないと思っているので」

「結局、どうやってそこにたどり着いたのかというのはよく覚えてないんですよ」

「うん。何か、そうですね」

「他のお客さんがどういう体勢だったのかとか、何をしてたかというの覚えてないんじゃないんですか」

「覚えてないです」

Zさんも他の人の身体が当たった可能性を否定できず、Xさんに殴られたという結論先にありきの逆行的な推測に基づいて証言していたことを明らかにすることができた。

尋問事項メモに追記した写真面割についても尋ねてみる。

「供述調書を作るとき、10人くらいのいろんな人の写真を見せられて、この中から殴った人物を選べますかみたいな手続はしてないですよ」

「どっち、でしたね」

「警察の人から何と言われたか、今教えていただけますか」

「どっちか覚えてますか、分かりますか、やったと思うんですけど」

「どっちか覚えてますか、分かりますかと言われて、あなたは選んだんですね」

「はい。写真見せられて、こっちの方ですという」

要するに、この中に犯人はいないかもしれないという教示もないまま、XさんとYさんの2人の写真を示されてどちらが犯人かを尋ねられるという択一的写真面割が行われていたのだ。検察官が驚きで顔を歪める。裁判官もその場で介入して補充尋問を試みた。反対尋問はクローズドクエスチョンがセオリーであって、オープンクエスチョンは心証上のインパクトを狙う賭けの要素もあった。今回はそれが上手く行って胸をなでおろした。

本件では、Zさんのほかに、Zさんの同僚、Yさんなどの証人尋問と被告人質問が行われた。採否が留保されていた現場検証については、Zさんが通り抜けたときの記憶はないと証言したため再現する立ち位置の前提がなくなってしまうことや、Yさんが通路上に立った状況の写真は既に弁号証として採用されていたこともあり、必要性がないことを理由に却下されてしまった。本件で現場も見ずに有罪判決は書けないと思われ、裁判官の無罪心証を感じ取った瞬間でもあった。弾劾は十分につくされていたうえ、どのような検証を行うのかという技術的に難しい問題はあったものの、一方で犯行が物理的に不可能であるという点は弁護人立証において最重要であって、裁判官が本件で現場を見る必要性がないとはやはり思えず、防御権の行使として立証が許されるべきであったと思っている。また、現場を見ることでしかわからない空間的感覚や、私たちが体感したような冤罪の確信を裁判官にも伝えたかった。次こそは、ぜひ裁

判官・検察官と一緒に汗をかきたい。

弁論

目撃供述に関する心理学的知見を弁論でどのように述べるべきかについては悩ましかった。法律上、公刊されている出版物の内容や科学法則に関しては「公知の事実」として立証が不要という見解もある²。ただし、争いになりうるような専門的知識に関しては専門家証人により立証すべきであるとして、それをしていないまま弁論で述べると検察官から異議が出るおそれがあった。そこで、おそらく当事者間に争いがなく、裁判所も重視しているであろう司法研修所編『犯人識別供述の信用性』（法曹会、1999年）の範囲で目撃や記憶に関する知識を引用した。

弁論も冒頭陳述と同様に何度も練習し、パワーポイントのスライドも用意した。裁判官は司法研究の引用について反応していたほか、私の言葉に耳を傾けてくれているように見えた。通路上に立つYさんの写真を示した際には、傍聴席から「(通路)狭ッ」という呟きも聞こえた。検察官の論告のうち、提出する弁論要旨で触れていなかった部分はアドリブで付け加えて反論することもできた。

弁論の最後はこう締めくくった。

「このような誤識別はどこでも生じ得る。日本中には同じような冤罪事件がたくさん発生しているかもしれない。本件は、いわばどこにでも起こり得る冤罪事件である」

無罪判決

「被告人は無罪」

その言葉を聞いたとき、私の一番初めの感覚は「安堵」だった。

続けて判決の理由を聞いていると、弁護人側の主張をほぼ全面的に認めてくれたことがわかった。具体的には、無罪の理由として、①Zさんの証言が結論先行になっていること、②カウンターが狭く、ZさんがXさんの元に辿りつくことは「かなり困難」であること、③Xさん以外の者の手や頭等がZさんの顔面

2 河上和雄ほか編『大コンメンタール刑事訴訟法(第2版)(7)』（青林書院、2012年）392頁以下[安廣文夫]。

に当たってしまった可能性は否定できないこと、④Zさんは犯人の特徴(年齢、容姿、着衣、体格等)を説明できていないこと、⑤Zさんが殴った犯人をXさんと見間違えたり、勘違いしたりした可能性が否定できないこと、⑥犯人識別手続の問題は大きく、Zさんにとって「かなり暗示性が強い状況」であり、「不適切な識別手続によって、Zさんの記憶が変容した可能性も否定できない」ことなどが挙げられた。そのうえで、「被告人に殴られた旨のZ証言は採用できず、被告人以外の者の行為によってZが上記傷害を負った可能性が否定できない上、被告人供述も排斥できないから、被告人が、Zに暴行を加え上記傷害を負わせた犯人であると認めるには合理的な疑いが残る」と結論付けられた。

無罪判決を聞いたXさんも安心していたようであったが、決して喜んでいただけではなかった。在宅起訴であったため身体拘束は受けなかったものの、9回の裁判期日のために仕事を休み、多くの労力や費用がかかった。起訴から1年以上の間、ずっと処罰されるかもしれないという不安を抱えながら生活してきたのだという。そうであるにもかかわらず、身体拘束を受けていない無罪事件については、費用補償制度のみの対象となり、刑事補償制度の適用はない³。このようなあらゆる理不尽こそが冤罪被害の実態であり、何とかしなければならぬと強く感じた。

なお、本件は裁判員裁判対象事件ではないものの、現場検証などに関して当事者の訴訟活動をめぐるさまざまな手続的論点があったため、裁判員裁判で実施されているような法曹三者による反省会を判決確定後に求めてみた。そうしたところ、裁判官と検察官から承諾をいただき、反省会の開催に至った。これにより、私自身、より多角的に冤罪事件から学ばせていただいた。

おわりに

この事件を通して、私は改めて冤罪が日常に存在することを実感した。本件は、いわば酔っ払いの喧嘩

嘩を制止しようとしたところ、犯人と見間違えられてしまったという冤罪事件である。私だって同じ状況で見間違い、または見間違えられてしまうかもしれない⁴。警察と検察は、XさんのグループとZさんのグループという2つのグループで喧嘩になったと考え、Zさんのグループ側が被害に遭った以上、喧嘩相手のXさんグループであるXさんとYさんのどちらかが犯人だと思い込み、安易に択一的写真面割を行うなどの捜査を進めてしまったのだと思われる。Zさんは観察状況が悪かったため犯人を覚えていなかったが、択一式写真面割を通して犯行現場で見覚えのあったXさんを犯人として指名し、Xさんが犯人だと思い込んでしまった。このようにして、Zさんも捜査機関もXさんが犯人だと思い込んだうえ、現場見取図の作成がずさんで現場の物理的状況が十分に把握されないことなどのさまざまなエラーが重なり、冤罪が生まれてしまったのではないだろうか。少なくとも、現場見取図の作り方や識別手続について各種ガイドライン等が作られたり、目撃者聴取の可視化といった再発防止策が講じられなければ、同じような冤罪事件がまた生まれてしまうおそれがある。再び冤罪事件を生まないためにも、本件のような冤罪事件の教訓を将来の冤罪防止に生かさなければならない。

弁護活動としては、相弁護人とともに弁護していたからこそ、充実したブレインストーミングや証人尋問のシミュレーションをすることができ、自分一人ではできないような弁護活動をすることができたと思う。自分ひとりではなく、多角的な視点から弁護することの意義を実感した。何より、刑事弁護の実践として、現場を見に行くことの重要性を学ぶことができた。そのことを教えてくれた刑事弁護教官と相弁護人への感謝をこの場を借りて申し上げたい。

³ 非拘禁補償導入の是非は国会で議論されたこともあるが結局否定され、日本弁護士連合会が2009(平成21)年に「非拘禁者に対する刑事補償制度を求める意見書」を公表している。

⁴ ブランドン・L・ギャレット(笹倉香奈ほか訳)『冤罪を生む構造—アメリカ雪冤事件の実証研究』(日本評論社、2014年)59頁以下によれば、アメリカにおけるDNA型鑑定による雪冤事件の76%(250件中190件)は目撃者の誤識別によって生じているという。